最終更新日：2017年1月19日

新コスモス電機株式会社
代表取締役社長　重盛徹志
問合せ先：取締役常務執行役員　管理本部長　飯森　龍
証券コード：6824
http://www.new-cosmos.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループのコーポレートガバナンスの考え方は、1960年の会社設立時に制定された経営理念（コスモス　スピリット）を基本としており、誠実かつ公正な事業活動を通じて、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るとともに、社会の発展に貢献することを目指しています。その実現のための基盤として、コーポレートガバナンスを経営上の重要な課題に位置付けております。

経営理念（コスモス　スピリット）
1. コスモスは、未来を自らの手で創る人々の集団である
2. コスモスは、現状に満足することなく、常に未知の可能性に挑戦する創造と向上の精神を尊重する
3. コスモスは、関係する全ての人々の利益を尊重し、全員の衆知によって経営される
4. コスモスは、社員に自己の適正に応じた価値ある仕事と成長していく実践の場を与える
5. コスモスは、常に価値ある商品を生み出し社会生活の向上に貢献する

当社グループは透明・公正かつ迅速・果断な意思決定の実現を目的として、コーポレートガバナンスの確立に努めて参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場会社として、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
岩谷産業株式会社	2,601,590	20.71
有限会社アール・ケイ	572,000	4.55
新コスモス電機取引先持株会	500,300	3.98
柴田芳市	494,870	3.93
新コスモス電機従業員持株会	480,633	3.82
笠原美都子	475,920	3.78
大阪瓦斯株式会社	442,000	3.51
第一生命保険株式会社	385,000	3.06
齋賀優子	371,600	2.95
重盛徹志	344,740	2.74

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	電気機器

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当する事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況 更新	選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査部門として内部監査室を設置しております。内部監査室は内部監査計画をはじめ、内部監査結果についてもその都度、監査役に報告しております。また、必要に応じて随時、監査役と内部監査室の間で情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
池上久雄	他の会社の出身者													
山岸和彦	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
池上久雄	○	平成3年から三菱商事株式会社参与、平成12年から国際社会貢献センター理事長、平成16年東京大学理事、平成18年から東京学芸大学客員教授を歴任しております。	企業経営の経験者としての見地から、的確な監査をお願いしております。なお、経営に対して独立性を保持していることから、平成22年3月8日開催の取締役会で独立役員に指定しております。
山岸和彦	○	平成10年3月からあさひ法律事務所弁護士をしております。また、平成20年4月からやまと債権管理回収株式会社取締役を兼任しております。	弁護士として豊富な経験や実績を有しており、法令遵守の観点から適切な監査をお願いしていおります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現状のもとで適正な業務執行が行われていると判断しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成28年3月期における取締役および監査役の報酬等の総額は以下の通りです。
取締役の報酬等の総額（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。）
取締役10名　161,986千円（社外1名　3,600千円）
監査役の報酬等の総額
監査役4名　21,870千円（社外3名　11,470千円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

経理財務部および総務人事部の使用人が、必要に応じて監査役の監査を補佐しております。
また、取締役会の開催に際しては、監査役に事前に資料を配付し、事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

1. 取締役会
取締役会は、業務執行の基本方針を決定する機関として、取締役8名で構成されております。取締役会は代表取締役が議長をつとめ、取締役の職務の執行を監査する監査役が参加し、原則として毎月1回定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。
2. 経営会議
取締役会への付議事項の審議および重要案件に関する審議、経営情報の共有を目的として、取締役および執行役員を中心とした経営会議を、原則として毎月1回開催しております。
3. 監査役・監査役会
監査役会は3名の監査役で構成され、うち2名は社外監査役であり2名とも独立役員に指定しております。
各監査役は監査役会が定めた監査方針および監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、業務および財産の状況調査を通じて、取締役の職務執行を監査しております。
4. 内部監査室
当社では内部監査室を設置しております。内部監査室では定期的に行われる監査に加え、業務効率の向上や適正性の確保を目的とした業務フローの見直しについても適宜行っております。
5. 会計監査人
当社は、神明監査法人および協立監査法人との間で会社法および金融商品取引法に基づく監査について監査契約を締結し、定期的な監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営の意思決定機能と担当取締役による業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、監査役制度を採用して、監査役会および監査役が取締役会および取締役の意思決定および業務執行の状況を監査することにより、経営監視が十分に機能する体制としております。また当社は、監査役3名のうち2名の社外監査役を選任して監査役会を構成しております。監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べております。監査役会は、監査方針を定め内部監査室や会計監査人とも連携して、当社および子会社の業務や財産の監査を行い、必要に応じて意見を具申しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知は、法定期日よりも早期に発送するよう努めております。
その他	株主総会のビジュアル化を進めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、個人投資家向け説明会を実施しております。 新聞社が開催する個人投資家説明会に随時参加しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則、第2四半期および本決算の決算説明会やスモールミーティングを毎年開催しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに決算短信、年次報告書等の資料を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	情報開示およびIR担当の取締役を設置し、情報取扱責任者およびIR担当部署とともに、迅速かつ正確な情報開示を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では企業行動憲章および企業行動マニュアルを定め、法令遵守と企業倫理の徹底に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は環境マネジメントシステムISO14001の認証取得し環境保全に努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1.取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
　取締役会を毎月１回開催することを原則とし、必要に応じて適時開催して取締役間の意思疎通をはかるとともに相互に職務執行を監督します。取締役の職務執行については監査役会の定める監査の方針等に従い、各監査役の監査対象となっています。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
　当社は、取締役の職務執行に係る文書、その他重要な情報を、法令および社内の文書管理規程に則り保存・管理します。

3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制
　当社では、全社的なリスク状況の監視ならびに全社的対応は総務人事部が行い、各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行うこととしております。
　また、リスク管理規程を制定し、各部門において必要に応じてマニュアルを作成し整備していきます。

4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
　当社は、組織・職務権限規程、業務分掌規程および稟議決裁規程によって、取締役の妥当な職務範囲および意思決定ルールを制定しております。
　また、原則として毎月１回取締役会を開催し、重要事項の検討や業務の運用状況の把握を行っております。

5.使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
　当社では、全社コンプライアンス体制の整備をはかりながら、業務分掌規程に則って各部門長が責任をもって体制を整備していきます。
　また、内部監査室を設置しており、内部監査室長は重要な会議に出席することによって、職務の執行が法令および定款に適合することを確認しております。

6.当該株式会社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
　当社では、関係会社管理規程を制定しております。また、当社取締役・使用人が子会社の役員を兼務し、企業集団における業務の適正を確保しております。

7.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
　当社では、現在、監査役の職務を補助する使用人はおりませんが、監査役から求められた場合には、監査役と協議の上、合理的な範囲で配置することといたします。
　なお、平成28年３月現在においては、監査役会はその職務を補助する使用人を置くことを求めてはおりません。

8.前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
　当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保いたします。

9.企業集団の取締役および使用人が監査役に報告するための体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
（1）当社では、取締役および使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行います。
その報告・情報提供としての主なものは、次のとおりです。
イ 当社の内部統制システムの構築に係る部門の活動状況
ロ 当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
ハ 業績および業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
ニ 監査役から要求された契約書類、社内稟議書および会議議事録の回付
（2）当社では、企業集団の取締役および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生または発生するおそれがあるとき、違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会に報告すべき事項が生じたときは、監査役または監査役会に報告します。
（3）当社は、監査役へ報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を企業集団の取締役および使用人に周知徹底します。

10.監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に 関する事項
　監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用については会社が負担するものとし、速やかに監査費用の前払いまたは償還等の手続きに応じるものとします。

11.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
　監査役は、会計監査人および監査室から必要に応じて監査内容の報告を受け、相互に連携をはかるようにします。
　また、経理財務部および総務人事部の使用人が、必要に応じて監査役の監査を補助しております。

12.財務報告の信頼性を確保するための体制
　当社および当社グループ会社は、金融商品取引法その他関係法令ならびに一般に公正妥当と認められる会計基準にもとづき適正な会計処理を行い、財務報告の信頼性を確保するため、関連諸規程を整備するとともに、財務報告に係るリスクの予防・発見・是正に努め、財務報告に係る内部統制の体制の構築、維持、向上に努めます。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
〔反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方〕
　当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体との取引の防止に努め、一切の関係を遮断することを基本方針としております。
〔反社会的勢力排除に向けた整備状況〕
　反社会的勢力排除に向けた取り組みについては、法令及び企業倫理に則り対応することが重要であるとの認識に基づき、対応部署を総務人事部とし、反社会的勢力からの不当要求に対応することとしております。
　また、警察や弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築し、反社会的勢力の情報収集、排除に努めています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

社内規程の整備を随時行っております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

